

## 身の代金目的誘拐事件の捜査について

令和3.3.25 丁捜一発第34号、警察庁刑事局捜査第一課長から  
各管区警察局広域調整担当部長、警視庁刑事部長、各道府県警  
察本部長

(概要)

身の代金目的誘拐事件への基本的対応要領、捜査上の留意事項等  
について示したものである。